



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	英国におけるエスニック・デュアリズムと市民権
Author(s)	樽本, 英樹
Citation	北海道大學文學部紀要, 45(3), 273-296
Issue Date	1997-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33688
Type	departmental bulletin paper
File Information	45(3)_PL273-296.pdf



英国におけるエスニック・デュアリズムと市民権

樽 本 英 樹

1. 問題の所在
2. エスニック・デュアリズムと市民権
3. 「帝国」の時代
4. 「国民国家」への接近
5. 「ヨーロッパ」を目指して
6. 考察と展望

1 問題の所在

戦後の国際人口移動によって、先進諸国は多くの移民を内包するようになった。特に石油危機以後、先進諸国内での移民の滞在は常態となった。それに伴い社会学においては、エスニシティ論という分野が確立する等、「移民の社会学」が登場したのである。

「移民の社会学」には2種類の意義がある。第1に、移民を巡る諸問題を分析し、できれば政策提言をしてほしいとする「一般社会」からの要請である。周知のように日本では、「外国人問題」という標題で主題化されていることに近い。

第2に、これまでの社会学のパラダイムに反省を迫っている点である。社会学の「正統派」の議論によれば、近代化という社会変動を経験した先進諸国ではエスニシティ等の属性に関わる様々な「格差」は消滅し、業績主義的な「格差」だけが残ると「予言」されていたのである。しかしエスニシティを巡る格差はいまだ残存している。社会学の「予言」は「裏切られた」とさ

れ、「それはなぜか」という問いが後に残された。

エスニシティを巡る「格差」のうち社会階層的「格差」を「エスニック・デュアリズム」と概念化できる。すなわち「エスニック・デュアリズム」とは、「移民としてのエスニック・マイノリティが、ホスト社会の労働需要に従って移民し、支配—垂直結合型の労働市場において、技能的にも報酬的にも政治的にも下層に位置してしまい、そこから逃れられず滞留してしまう」という社会状態のことである¹⁾ (樽本 1995, 1996)。本稿は、エスニック・デュアリズムの形成・維持・変動を記述・説明しようという作業のワンステップである。

しかし、このような問いに一般的な解答を与えるためには多くの考察を必要とする。そこで、本稿では次のように射程を限定する。

第1に、先進諸国の中でも「移民受け入れ先進国」である戦後の英国に焦点を合わせる。本稿では「英国」を、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドで構成された「連合王国 (the United Kingdom)」と捉えておく。戦後英国に入学してきた主な移民は、1950年代初めから流入してきたジャマイカ、モントセラット等からの西インド系移民と、1950年代半ばから流入してきたインド・パキスタン・バングラデシュ等からの南アジア系移民、そして東アフリカ経由で1960年代半ばから英国へやって来た南アジア系移民である (樽本 1996)。これらのいわゆるカラード移民の社会階層的地位は英国社会において注目を集めてきた。カラード移民は1950年代からたびたび「人種騒乱 (racial riots)」を起こしてきたとされ、その原因の1つとして、彼らの「下層」的な地位が挙げられてきたのである (Scarman 1981)。

第2に、エスニック・デュアリズムの形成・維持・変容の1要因として法制度の中の市民権制度に注目する。市民権制度は、移民の入国・出国を管理する根拠になると共に、移民の社会階層的地位にも大きな影響を与えていると想定される。にもかかわらず、エスニック・デュアリズムに対する市民権制度の影響を考察した研究はまだほとんどない。

したがって、以下ではまず、エスニック・デュアリズムの形成・維持・変

容に市民権制度一般が与える影響を理論的に考察する。次に、その結果得られた視角から、英国市民権制度の変遷について検討を加える。最後に、将来予測される英国市民権制度の変化が移民にもたらす影響について示唆が与えられる。

2 エスニック・デュアリズムと市民権

2.1 市民権概念の定義

まず、エスニック・デュアリズムと市民権との関係を考察しておかなくてはならない。

古典的市民権論に従って市民権 (citizenship) の定義をしておこう²⁾。外延的定義を行うと、市民権は、「公民的権利(civil rights)、政治的権利(political rights)、社会的権利(social rights)で構成される諸権利の構成体」となる。公民的権利は個人的自由を原理に採用し、司法制度を中心として自由権を確保していくものである。政治的権利は政治的自由を原理として政治参加を可能にしようという意図を内包している。社会的権利は経済的福祉や安全から、社会的遺産の享受や文化的な生活までの広範な内容を持っている (Marshall 1950 → 1992=1993: 15-6)。

市民権の内延的定義は、「ある共同社会 (community) の完全な成員に与えられる法的地位」である³⁾。この地位を持っているすべての人々は、その地位身分に付与された権利と義務において平等であるとされる (Marshall 1950 → 1992=1993: 37)。

市民権のこのような定義では、次の3点が問題として残されている。

第1に、古典的市民権論においては、外延的定義を構成する3つの諸権利は近代化という長期的な社会変動過程において順に付加されたと考えられている。つまり、モデルである英国では18世紀に公民的権利が達成され、19世紀には政治的権利が確保され、20世紀には社会的権利まで拡大されたという史実的な展開が見られるとされる (Marshall 1950 → 1992=1993: 16-35)。しかし、先進諸国の移民に関してはそのような順序は当てはまらない。

多いとされるのは、まず公民的権利が与えられ、次に社会的権利が確保され、最後に政治的権利が付与の是非を議論されるという順序である (Layton-Henry 1990: 1-26)。このことから、古典的市民権論の「発展段階説」的含意は、移民に関する限り捨象される必要がある。

第2に、内延的定義の中には「共同社会」という未定義語が含まれている。果たして、市民権付与の対象となる「共同社会」にはどのような範囲の人々が含まれているのだろうか。移民と市民権の関係を考察する際に、この点は重要である。「共同社会」が未定義語であるがゆえに、そこには歴史的・社会的に様々な「定義」が用いられ、それに応じて市民権の付与・享受の対象者が変わってしまうのである。そこで、市民権付与の際に準拠枠とされる「共同社会」のことを「準拠共同社会」と呼び、戦後英国という限られた期間、限られた社会における準拠共同社会の変化を見ていくことにする。

第3に、古典的市民権論は形式的市民権と実質的市民権を同一視する傾向にあった。形式的市民権とは、ある準拠共同社会に帰属する成員資格のことである。この概念は、準拠共同社会の成員になれるか否かを問題にしている。実質的市民権は、政府の管轄事項への何らかの参加を含んだ、一連の市民的、政治的、社会的な諸権利の享受を指す。この概念は、付与された市民権を実際に享受しているか否かを問題にしている (Bottmore 1992=1994: 154-5, Brubaker 1989: 3, 1992: 36-8)。市民権は、このような形式的市民権と実質的市民権の間の緊張関係の中に成立しているのである。しかし本稿は、市民権制度の変遷に注目するという目的を持っているため、形式的市民権に注目していくことになる。したがって、実質的市民権を直接確保しようとする法制、例えば1965年、1968年、1976年人種関係法 (Race Relations Act) 等に言及する余裕はない。

最後に、以上に定義された市民権と、国籍 (nationality) との関係について簡潔に述べておこう。特に非移民国である日本においては、市民権と国籍は混同される傾向にある。市民権がギリシア・ローマ時代に遡る理念であるとされるのに対して、国籍とは「ある国民国家の成員性」を意味し、国民国家の誕生に伴って生まれた近代的理念である。したがって、近代以降は国籍

を所有していることで市民権を所有・享受できると見なされることが通常となった。しかし市民権と国籍はそもそも区別されるべき理念である。わかりやすい例では、ある種の犯罪者や未成年者は、国籍を持っていたとしても市民権を持っているとは言えない(近藤 1996:137)。以下では、まさに市民権と国籍が一致していく過程と離反していく過程が英国のカラード移民の観点から記述されることになる。

2.2 社会的閉鎖の対象・道具としての市民権

市民権は、エスニック・デュアリズムの形成・維持・変容とどのような関係にあるのだろうか。各社会集団が社会的資源への接近やその接近の機会を制限することによって、報酬を最大化しようとする過程を社会的閉鎖(social closure)と概念化できる。そして1つの見方として、この社会的閉鎖を通じて形成された優劣関係が社会階層であると捉えることができる(Murphy 1988, Parkin 1974, 1978)。優劣関係がエスニック集団間に存在するとき、エスニック階層は形成される。また、ある特定のエスニック集団が長期にわたり劣位におかれるというエスニック階層の状態こそが、エスニック・デュアリズムである。

市民権は、移民の社会的資源への接近およびその接近の機会を制御するため、社会的閉鎖の対象でありかつ道具ともなる。社会的閉鎖の対象としての市民権は、市民権自体へのアクセスを許すか否かという局面で現れる。社会的閉鎖の道具としての市民権は、様々な機会・資源へのアクセスを阻止される根拠として市民権の所持・不所持が問われるか否かという局面で現れるのである(Brubaker 1989, 1992)。したがって、市民権はエスニック階層の形成・維持・変容の強力な1要因として作用するのである。

以下では、カラード移民との関連を中心にして、英国の時代的局面ごとの準拠共同社会を概念化していくことにしよう。

3 「帝国」の時代

3.1 第二次大戦以前における英国移民政策

英国は、基本的に新大陸等へ移民が流出していく国であった。19世紀前半の段階ではアイルランド系移民が国内に居住していたものの、移民政策は皆無に等しかった。英国が移民政策を「意識」したのは、1881年アレクサンドル2世の虐殺にあったアシュケナージと呼ばれるユダヤ系ロシア人が流入して以来である。1905年外国人法 (Aliens Act) を初めとして、1914年外国人制限法 (Aliens Restriction Act)、1919年外国人制限 (改正) 法 (Aliens Restriction (Amendment) Act)、1920年外国人規定 (the Aliens Order) が制定された。これらの法では、移民に対する入国制限、国外退去、居住地域制限を行う権限を移民審査官、内務省、警察等に与えた。移民がそのような権限に服さなくてはならないのは、生計維持ができない場合である。1920年外国人規定によれば、外国人が「自分や自分の扶養者の生計を維持できる立場に」ないときには入国の許可は与えられるべきでないとした (第1条)。さらに、入国後12カ月以内に、「生計維持の手段がはっきりせず、教区の救済」を受け「放浪していた」と裁判所が認めた場合には、国外退去の対象になるとした (第12条) のである (Gordon and Newnham 1985: 6-7, Macdonald 1983: 7)。

重要なことは、これらの法における「外国人 (alien)」とは旧英連邦 (the Old Commonwealth) の外部の人々を指すのであり、旧英連邦の内部に含まれ戦後流入してくるはずのカラード移民は「外国人」ではなかった。このような意味で、第二次大戦以前の英国は旧英連邦であった「帝国 (empire)」という政治領域を準拠共同社会にしていたと言える。

3.2 ヨーロッパ難民という「労働力」の導入

「帝国」に準拠しつつも、第二次世界大戦終結前後には、英国移民政策は英連邦外部の非市民の入国を完全に排除したわけではない。むしろ積極的に移

民の導入を図った面もある。

この時期英国政府は、ポーランド人再定住法 (the Polish Resettlement Act) とヨーロッパ志願労働者 (European Volunteer Workers, EVWs) 計画を導入した。ポーランド人再定住法では、英国軍に加わって戦ったポーランド系元兵士とその家族が総計で約 130,000 人やってきたと推定される (Tannahill 1958: 4-7)。ドイツの敗戦後、故国に帰れない、または帰りたくない難民がいくつかのキャンプをつくっており、英国労働党政権は彼らを労働者として募ろうとした。ヨーロッパ志願労働者としてやってきたのは、バルト三国、ウクライナ、ユーゴスラヴィア、チェコスロバキアの各出身者や、ズデーテンのドイツ系、アフリカ等のポーランド系といった人々約 80,000 人とされる (Tannahill 1958: 5-6, 30-3)。

表 1 : 移民に関する英国の主要な法制

1905	外国人法 (Aliens Act)
1914	外国人制限法 (Aliens Restriction Act)
1919	外国人制限 (改正) 法 (Aliens Restriction (Amendment) Act)
1920	外国人規定 (the Aliens Order)
1948	英国国籍法 (British Nationality Act)
1962	英連邦移民法 (Commonwealth Immigrants Act)
1965	人種関係法 (Race Relations Act)
1966	地方政府法 (Local Government Act)
1968	英連邦移民法 (Commonwealth Immigrants Act)
1968	人種関係法 (Race Relation Act)
1969	移民上訴法 (Immigration Appeals Act)
1971	移民法 (Immigration Act)
1976	人種関係法 (Race Relation Act)
1981	英国国籍法 (British Nationality Act)
1988	移民法 (Immigration Act)

出典: Macdonald (1983 → 1987), Solomos (1993) より作成

このように英国は、「帝国」という準拠共同社会の下で非市民であった東ヨーロッパの人々を移民として導入した。確かに英国政府は、戦後処理に伴う難民救済を行わねばならないという道義的責任を持っていた。しかし、その背後には、東ヨーロッパからの移民を導入することで未熟練労働を中心とした労働力不足の解消を行おうという「動機」が存在したのである。実際彼らが得た職は、看護婦見習、家事手伝い、ホテルの給仕、繊維工業労働者といった、労働力不足が深刻になっていた産業の未熟練の仕事口においてだったのである。また彼らは、転職等に関して法律の拘束を強く受けていた(Tannahill 1958: 123-8)。

4 「国民国家」への接近

4.1 「帝国」の解体：カテゴリー化・本土出生・旅券所持

第2次大戦後、「帝国」という準拠共同社会は解体していくことになる(表1)。まず、1948年英国国籍法(British Nationality Act)が制定され、英国に関わる人々が以下のカテゴリーに分けられた。「英国臣民(British subjects)」「英国保護領民(British Protected Persons)」「アイルランド共和国市民(Irish citizens)」「外国人(alien)」の4カテゴリーである。「英国臣民」は、後の入国規制の導入により、「英国および英領植民地市民(citizens of the United Kingdom and Colonies, CUKCs)」「英連邦独立諸国市民(citizens of independent Commonwealth countries)」「市民権のない英国臣民(British subjects without citizenship)」⁴⁾という3つの下位概念に分割された。カラード移民は「英国臣民」というカテゴリーの中の「英連邦独立諸国市民」という下位カテゴリーへと「カテゴリー化」されたのである。「カテゴリー化」は、カラード移民を他の人々と区別するという重要な機能を持つ。しかしこの段階では、英国への入国を規制されるのは「外国人」だけだった⁵⁾(Macdonald 1983: 72-3)。

解体の第2段階は1962年英連邦移民法(Commonwealth Immigrants Act)である。1950年代西インド系移民が急増し、1950年代後半いわゆる「人

種騒乱 (racial riots)」が頻発したことを受けて、英国史上初めての移民法が制定された。この移民法は、1948 年国籍法のカテゴリーの内、「英国臣民」「英国保護領民」「アイルランド共和国市民」の中で、次に該当しない者を出入国管理の対象とした。出入国管理の対象とならないのは、

- a) 英国本土で出生した者、
- b) 英国政府によって発行された英国旅券を有する者。植民地政府や英連邦諸地域の政府によって発行された旅券を有する者は除かれる。
- c) 上の a) または b) の理由で出入国管理の非対象者となった者の旅券に記載されている者 (Macdonald 1983: 10-2)。

本土出生と所持する旅券の種類を新たな条件とするこのような内容は、英連邦独立諸国市民であったカラード移民を事実上、出入国管理の対象にしようとするものである。カラード移民の多くが上記の a) b) c) にはあてはまらなかった。

4.2 バウチャー制度という労働力調達方法

しかしまだこの段階ではカラード移民は完全に入国を拒否されたわけではない。拒否されなかった1つの有力な理由は、戦後の復興のために多くの労働力が必要であったことである。そこで、カラード移民を出入国管理の対象としつつも、彼らを「労働力」として入国させる制度が工夫された。バウチャー制度である。

英連邦独立諸国市民は、英国へ入国して就業するために、英国労働雇用省発行の雇用証明書 (employment voucher) を所持する必要があるとされた。雇用証明書は、仕事口に必要とされる技能に応じて、カテゴリー A, B, C と3種類に分けられた。バウチャー制度は、技能の難易度の観点から労働力を分類できるため、移民管理と労働力調達を同時に可能にする制度と考えられた。しかし結果的には、未熟練労働者を許容するカテゴリー C を利用してインド、パキスタン出身の南アジア系移民が多数流入したため、数々の議論の末、1965 年労働党政権によってカテゴリー C は廃止された (Macdonald 1983: 193)。

4.3 東アフリカからの南アジア系移民：出生・養子縁組・帰化・登録

1960年代後半に、タンザニア、ケニア、ウガンダ、マラウィといった東アフリカ諸国でアフリカ民族主義運動が高揚し、それら諸国で居住していた南アジア系の英国旅券保持者が1965年頃から英国へ流入してきた。これに対して英国国内では反移民キャンペーンが繰り広げられ、1968年英連邦移民法(Commonwealth Immigrants Act)が制定された(Layton-Henry 1985: 104, 1992: 51-2)。この移民法は、本人、父母、祖父母の少なくとも1人が、出生、養子縁組、帰化、登録で英国市民になっていなければ、出入国管理の対象とした。つまり、英国の旅券を持っているだけでは、自由に入国することはできなくなった。市民権の取得者本人または市民権取得者の子か孫であることが、自由な出入国の条件となり、「帝国」はさらに解体されたのである(Macdonald 1983: 10-1)。

4.4 パトリアルという理念の「発明」：血縁と婚姻

イノック・パウエル(Enoch Powell)国会議員による1968年「血の河(rivers of blood)」演説を契機として、英国の反移民キャンペーンが最高潮に達した。いわゆるパウエリズムである。異なる文化的背景を持った移民を容認することは人種集団間の緊張を引き起こしてしまうので、強制送還も含めた強い措置を移民に対してとるべきだ、といった政治的風潮が生まれた(Layton-Henry 1992: 78-85, Solomos 1993: 70-4)。この政治的風潮を受けて、1971年移民法が制定された。

1971年移民法(Immigration Act)は英国の現在の出入国管理の基本を定めているものである。1971年移民法の最も大きな特色は、「パトリアル(patrial)」および「パトリアリティ(patriality)」という理念を「発明」したことにある。パトリアルとは、ラテン語の「父」や「祖国・故郷」に由来し、英国と「密接な関係を持つ者」を含意する。法的な内容としては、「自由に英国内で居住する権利(right of abode)を持つ者」を指すという含意が与えられた。英国の場合、「居住できる」ということは市民権を構成するその他の諸権利をも享受できるということを基本的には意味していた。

パトリアルになれるのは、「英連邦独立諸国市民」の場合、

a) 父母、祖父母の少なくとも1人が出生により英国市民になっていた者

b) または、パトリアルと婚姻関係にある女性

に限られる。つまり、父母、祖父母、夫がパトリアルであるというように血縁または婚姻を媒介することが、居住権を得るための必須条件となった。同時に、パウチャー制度は完全に廃止され、従来外国人を対象としていた労働許可制度⁶⁾に、英連邦諸国市民も服することになった (Macdonald 1983: 82-5, 193-203)。

このようにして、英連邦諸国市民であるカラード移民は血縁・婚姻原理を導入されることでさらに「外国人化」されたのである。

4.5 「国民国家」への最接近：再カテゴリー化

1971年移民法は、パトリアルという理念を用いて英国と「密接な関係」を持った者に市民権を与えようとした。しかしまだその試みは不徹底とされた。なぜならば、英国市民権を取得していない者にも居住権を与えてしまっていたからである。

1979年総選挙でマーガレット・サッチャー (Margaret Thatcher) 率いる保守党が「カラード移民の脅威」と「英国文化の保持」を前面に打ち出して選挙戦を戦い、労働党から政権を奪った。保守党政権が移民に対して行った

表2：1981年英国国籍法による市民権カテゴリー

英国市民 (British citizens)
英国属領市民 (British Dependent Territory citizens)
英国海外市民 (British Overseas citizens)
英国臣民 (British subjects under the Act)
英連邦独立諸国市民 (Citizens of Independent Commonwealth countries)
(以上、英連邦市民)
英国保護領民 (British Protected Persons)
アイルランド共和国市民 (Irish citizens)
外国人 (Aliens)

出典：Macdonald (1983: 85-7) より作成

最も重要な法的行為が1981年英国国籍法 (British Nationality Act) である。この国籍法によって、「連合王国および英領植民地市民 (citizens of the UK and Colonies, CUKCs)」という既存のカテゴリーは3つに分けられ、英国市民 (British citizens)、英国属領市民 (British Dependent Territories citizens)、英国海外市民 (British Overseas citizens) という新たな市民権カテゴリーがつくられた。市民権カテゴリーは、英連邦独立諸国市民と外国人等も含めて全部で8つのカテゴリーにまとめられたのである (表2)。この「再カテゴリー化」の結果、居住権を与えられるのは基本的に英国市民だけになった (Macdonald 1983: 85-6)。保守党政権は、この国籍法で市民権カテゴリーと居住権を合理的かつ一貫したものにするのだ、と主張していた。

国籍法は、英連邦独立諸国市民であるカラード移民に対して、どのような影響をもたらしたのだろうか。

第1に、法の施行前には英国国内で出生した親を持つ英連邦独立諸国市民には居住権が自動的に与えられていた。しかし、法の施行後に誕生した者に対しては英国市民にならなければ居住権は与えられなくなった。そして英国市民になるためには血縁を媒介にしなくてはならなかったのである⁷⁾。英国国外で出生した者に関しては、血縁による英国市民権の取得は1代限りとなった (Macdonald 1983: 99)。いわゆる出生地主義 (jus soli) を修正したのである。

第2に、法の施行後に英国市民と婚姻した英連邦独立諸国市民である女性は、自動的に居住権を取得できなくなった。帰化することによって英国市民になることが求められたのである (Macdonald 1983: 99)。

第3に、既に英国国内に居住している英連邦諸国市民が自動的に登録されることはなくなり、帰化を要求されることになった。その結果と、上に述べた2つの事柄の影響により、英国市民になるための帰化と登録の申請が急増した。帰化の条件には、5年間の国内居住の他、素行の善良さ、英語の知識、英国国内での家庭または職業を持つことが要求された (Layton-Henry 1992: 194-5)。

以上のような1948年国籍法から1981年国籍法までの過程は、「帝国」とい

う準拠共同社会の解体過程である。「カテゴリー化」,「本土出生・旅券」,「出生・養子縁組・帰化・登録」,「血縁と婚姻」,「再カテゴリー化」によって行われてきたのは,市民権を巡る2種類の限定である。第1に,ブリテン島およびその周辺と想定された「英国本土」という「想像の共同体」やそこに古くから居住してきた(と想定される)住民と,「密接な関係」を持った者に市民権付与を限定することである。第2に,市民権を実際に享受できる対象者を英国市民権の取得者に限定していくことである。古典的市民権論の形式的市民権と実質的市民権の区別に照らし合わせると,第1の限定は,市民権の「形式的限定」と呼べる。第2の限定は,市民権の「実質的限定」と呼べるであろう。

これら2つの限定は,あるタイプの「準拠共同社会」を採用し,また実現しようとしていたと言える。市民権の形式的限定は,出生地原理(jus soli),血縁原理(jus sanguinis)等様々な条件を根拠にしながら,「英国文化を共有した密接な関係」を持った者を英国市民にしようとして試みている。「文化」が直接には法的に定義できないがゆえに,様々な「擬似的」条件が提出されているのである⁸⁾。つまり,文化領域を優先しようとしている。一方実質的限定は,その「文化を共有した密接な関係」を持った英国市民だけが市民権を享受できるようにする試みである。換言すれば,そのように文化的に限定された英国市民が政治領域を形成することになる。したがって戦後の英国は,政治領域と文化領域を一致させることを希求したと考えられる。すなわち,政治領域と文化領域が一致した近代的意味での「国民国家(nation-state)」を準拠共同社会として採用し,その実現を目指したのである。ただし,帝国の伝統が完全な「国民国家」への移行を妨げはしたが⁹⁾。

5 「ヨーロッパ」を目指して

5.1 ヨーロッパ統合への国家間協力

「国民国家」へ接近する英国の動きは,別の動きへと転回することになった。その理由は,ヨーロッパ統合である¹⁰⁾。1957年のローマ条約(Rome Treaty)

が「人の自由な移動」の原則を提出し（宮島 1991：56-9）、その後の 1987 年単一ヨーロッパ議定書（Single European Act）は、法的手段の制定の際の全会一致の原則、EC 委員会の手続き決定の権限等を定めていた（Baldwin-Edwards 1991, Buynan 1991）。

1980 年代後半以降になると、ヨーロッパ統合は急速に進行し、ヨーロッパ共同体（EC）域内、後のヨーロッパ連合（EU）域内でのモノ・サービス・資本・人の自由な移動を実現しようとする動きが高まった¹¹⁾。「人の自由な移動」を追求するその過程で、移民労働者、難民、ビザ応募者への対応を加盟国間で共通にしようという試みが生じた（Baldwin-Edwards 1991, Buynan 1991）。

熱心であったのは、ドイツ、フランス、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグといった諸国であり、内的障壁を廃止して人の自由移動を可能にするために、1985 年にシェンゲン協定（Schengen agreement）を締結した。この協定はビザ応募者、難民、上記諸国以外の外国人に関する外的国境についての共通政策、犯罪者やテロリストを統制する法的手段についての共通政策をも含んでいた。

一方で、基本的に北ヨーロッパ諸国は、南ヨーロッパ諸国の国境警備に不信感を抱いていた。特に英国は、国家の安全保障、国家アイデンティティ、文化を EU および EU 委員会に委ねることに躊躇し、人の域内移動自由化に抵抗を示した。そこで英国は独自に、1976 年にトレビグループ（Trevi Group）、1986 年に移民に関するアドホックグループ（Ad Hoc Group on Immigration）の形成に主導権を発揮し、難民を含む人の自由移動に伴う警備と安全保障の様々な問題を検討したのである。

しかし結果的には、シェンゲングループ、トレビグループ、アドホックグループといった国家間協力は、1993 年 1 月 1 日の EU 内の内部障壁撤廃を成功に導いた主要因であったと言える。1992 年に調印されたいわゆるマーストリヒト条約（the Maastricht Treaty）は、EU 諸国内の「人の移動自由化」をふまえて、「ヨーロッパ連合市民権（European Union Citizenship）」を定めた。EU 諸国市民である労働者および自営業者とその家族は、自国からの出

国の権利、他の EU 諸国への入国の権利、他の EU 諸国での居住権および永住権が認められた。また、他の EU 諸国に滞在中でも地方選挙権と欧州議会選挙権を行使できることにもなった(林 1995, 竹中 1995)。特に社会的権利に関しては、構成国間での「連携化 (Coordination)」が模索され、内外人平等原則、資格期間の各国間通算、給付の国外支給が EU 規則で取り決められた。これらは「域内移動」を促進する試みである。特に、EU 裁判所の法解釈は「労働者の自由移動の促進」という政策目標を最優先しようとする目的論的なものであった(竹中 1992)。

5.2 英国移民政策の対応

英国も EU に参加している以上、国内移民政策上ヨーロッパ統合の動きを無視することはできなかった。そこで新たに 1988 年移民法 (Immigration Act) を制定した。EU の諸権利を行使する人々と EU 諸国市民に関しては、以下のように定められた¹²⁾ (Halsbury's Statutes 1994: 203-9)。

- 1) EC の権利と 1972 年 EC 法の規定によってなされる場合には、1971 年移民法の下では英国への入国および滞在の許可は必要ない。
- 2) 1) に該当しない場合でも、政府は法的命令によって EC 諸国の国民に限られた期間の入国を許可することができる。
- 3) 1971 年移民法で限定的許可へ言及することは、2) での命令によって与えられる許可を言及することを含む。そのような命令によって許可を持った人は、附記 2 の条項 6(1)で特定された期間に移民審査官によって与えられた通告による許可に与えられるのと同じ扱いを受ける。

EU 諸国市民は 1971 年移民法の下で必要とされた英国への入国および滞在の許可は必要なくなった。つまり、EU 諸国市民に対して英国市民に近い法的地位を与えることになったのである¹³⁾。

英国は EU の中では異端である。マーストリヒト条約の付帯決議である「社会政策に関する議定書 (プロトコル)」は 11 か国での合意であり、英国は含まれていない(稲上 1992)。しかし、移民法の動きを見ると、英国の市民権制度は、「ヨーロッパ」を準拠共同社会とし始めている。カラード移民の観点

からは、英国はカラード移民よりも文化的に近い「ヨーロッパ」を準拠共同社会として採用し、EU 諸国市民を「包摂」しカラード移民を「排除」しようとしていると言えよう¹⁴⁾¹⁵⁾。

6 考察と展望

以上のように、英国の市民権制度の準拠共同社会は、帝国、国民国家、ヨーロッパと変化してきた。換言すれば、英国市民権付与の根拠は、帝国の一員であること（帝国帰属＝empirehood）を示すものから、国民国家の一員であること（国民帰属＝nationhood）を示すものへと変化し、さらにヨーロッパの一員であること（ヨーロッパ帰属＝Europehood）を示すものへと変化してきたのである。どのような要因がこのような変化を決定してきたのであろうか。

第1に、国民国家の性質から政治と文化という2つの要因が示唆される。国民国家（nation-state）とは政治領域と文化領域を一致させるという理想を追求したものであった。文化的に同じ属性を持った人々を政治的な構成員＝市民にしようとするのである。しかし、一方で、帝国（empire）に見られるように、文化的には差異がありながらも政治的成員＝市民にしようという政治領域を優先する方法も存在する。したがって、政治領域と文化領域の統一体を求めるか、それとも政治領域を優先するか、という二項対立が存在する。

第2に、ヨーロッパ統合の動きから得られる示唆である。確かにヨーロッパ統合は、2度にわたる世界大戦の反省から生じた「もう決してヨーロッパを戦場にしてはならない」という平和的理念によって推進された面がある。また、極めて限られた「ヨーロッパ官僚」という人脈によって統合が進められたことも事実であろう（鴨 1992, Wallace 1990＝1993）。しかし、より「現実的な」理由として、アメリカ合衆国や日本に対して経済的に対抗する必要がでてきたことが挙げられる。この必要性の背後には、世界的に経済体制が変化してきたという事情がある。1970年代までの経済体制は、基本的には、

製造業を中心に生産・商品・金融・労働市場が限定的領域にしか展開していないいわば「ローカル資本主義」の性格を引きずっていた。ローカル資本主義の下では、各種市場を拡大するためには、世界大戦時に見られるような帝国主義的進出を行うしかなかったのである。しかし経済体制は戦後しだいに変化し、サービス産業が優位になり企業や各種市場がグローバル化していく新たな経済体制が1980年代以降特に顕著になった。この新しい経済体制を「グローバル資本主義」と呼ぶとするならば、英国はグローバル資本主義に適応せねばならず、そのためにヨーロッパを準拠共同社会として選択し、超国家的「社会的空間」(稲上 1992)、「国境なきヨーロッパ」(梶田 1993)をつくらうとしたと言える。

したがって、市民権付与の準拠共同社会は2種類の二項対立的要因で決定されているのである。1つは、市民権付与・享受対象者を政治領域に求めるか、それとも政治・文化統合領域に求めるかという二項対立である。もう1つは、適応すべき経済環境がローカル資本主義か、それともグローバル資本主義かという二項対立である。帝国が準拠共同社会であった時期は、ローカ

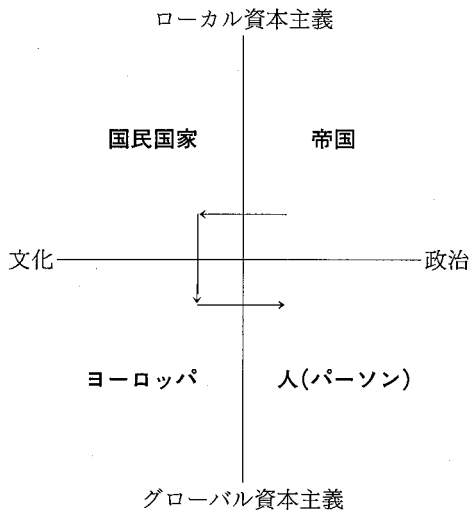


図1：準拠共同社会の変動

ル資本主義の下で政治領域を優先した結果である。しかし、政治・文化統合領域が優先された結果、国民国家が準拠共同社会となった。さらに、経済環境がグローバル資本主義になった結果、英国は準拠共同社会として「文化的に近い」ヨーロッパを採用したのである。

このような準拠共同社会の変動過程は、英連邦諸国市民であるカラード移民の視点からは、市民権取得・享受の権利を奪う「権利剥奪過程」であった。EU 諸国市民が「優遇」されていく中で、彼らは「排除」されていったのである。

それでは、ヨーロッパ帰属(Europehood)の次の段階があるとするならば、準拠共同社会と市民権付与根拠はどのようなになるのか。特に、カラード移民の法的地位という観点からどのような方向性があるのか。

第1に考えられるのは、「国民国家」内部に存在するイングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドがそれぞれ独立に準拠共同社会となり、相互に排他的な市民権領域を形成することである。このような「英国の解体」は、18世紀から常に可能性を持ち続け、ヨーロッパ統合の進展と共に現実味を帯びてきた(一條 1995)。この場合、「地方(region)」が準拠共同社会となり、「地方の一員であること(地方帰属=regionhood)」が市民権付与の根拠となる。しかしこれら諸地域が準拠共同社会として機能するためには、EUに政治的経済的に強く依存する必要がある、ヨーロッパ帰属と矛盾してしまう。また、それら諸地域には属さないカラード移民の法的地位が上昇する契機は直接にはもたらされない。

第2に、もしも非常に強力で広大な政治領域が確保される程、国家間協力がグローバルレベルで可能になるとすれば、「人(person)」が準拠共同社会となり、「人であること(人間帰属=personhood)」が市民権付与根拠として採用されるであろう(Soysal 1994)。いわば「パーソン市民権制度」が形成されるということになる。「人であること」を根拠とするだけで市民権が付与される制度は絵空事のように思われるであろう。しかし、1つの例として、他国の市民権を保持したまま先進諸国間で、長期にわたって滞在するデニズン(denizen)の存在が最近議論にのぼっている。このようなデニズンまたは

デニズンシップ (denizenship) という理念 (Hammer 1990) は、パーソン市民権制度を希求する重要な1段階である。もちろんパーソン市民権制度が実現するためには、移民のための公的・私的な共通社会基盤が相当程度用意される必要がある。移動、滞在、情報格差縮小等を担った共通社会基盤は、人の移動のグローバル化を促進し、かつ文化的背景を異にする移民が生み出すローカリズムに関わるコンフリクトを解消するために必要不可欠なのである (町村 1996)。特に、1990年代後半以降ヨーロッパ統合が加盟国を増やし、また加盟国以外へと影響を及ぼして、パーソン市民権制度への道を拓くかどうか、注目する必要がある。

帝国から、国民国家、そしてヨーロッパへと準拠共同社会が変化していく過程で、英連邦独立諸国市民であるカラード移民は市民権取得の権利を剝奪されていった。もしもパーソン市民権制度が英国で実現すれば、カラード移民に対するその権利は復活することになり、エスニック・デュアリズムに対する市民権制度の影響はなくなると言ってよいであろう。しかし注意しなければならないのは、影響の消失は市民権という限られた法制度に関する形式的側面についてだけなのである。これからの課題として、市民権以外の法制度の影響、特に現実の法運営等の実質的な影響についての考察が不可欠とされている¹⁶⁾。

注

- 1) 本稿では触れられないけれども、エスニック・デュアリズムは住宅階層の観点からも把握される。樽本 (1997) を参照。
- 2) citizenship を「シティズンシップ」のようにカタカナ表記することもある。本稿では社会学における先行研究を参考にして「市民権」という訳語を採用することにする。江成 (1994)、伊藤るり (1989)、伊藤周平 (1996)、李 (1995) を参照。
- 3) community を「共同体」ではなく「共同社会」と訳しておく。社会学において「共同体」概念は、「市民社会」に対比される社会を指すのに通常使用されており、市民権の問題構成を狭く解釈される危険があるためである。
- 4) 「市民権のない英国臣民」とは、1949年以前に生まれた英連邦独立諸国居住者で、英国および植民地市民権を取得しなかった英国臣民を主に指す (Macdonald 1983: 80)。

- 5) アイルランド共和国市民には、歴史的な経緯から無制限の入国と居住の権利が与えられた。
- 6) 1971 年移民法までは、1914 年と 1919 年の外国人制限法および同法の細則による外国人管理が続いていた。労働許可による雇用は 1 年に限定されていたけれども、雇用主は延長することができた。外国人は 4 年従事すれば内務省に雇用と滞在の条件をなくすよう請求することができた。1960 年から 1968 年までには 15,000 人から 20,000 人が毎年認められてきた (Layton-Henry 1985: 104)。
- 7) 厳密に言うと、英国市民権取得のためにはもう 1 つ手段があった。「定住 (be settled)」である。「定住」は法律上曖昧にしか規定されていなかった。結局、4 年間滞在の末「無制限滞在許可 (indefinite leave to remain)」を得るカラード移民が後に出てくることになった (Brubaker 1989 b: 151)。このことは、市民権カテゴリーの「合理化」の不徹底を示している。
- 8) 上述した帰化の条件はまさに「文化」的要件を主としている。
- 9) 市民権付与は「帝国の伝統から国民的定義へ」(Dummett 1994) と完全に移行した訳ではないのである。
- 10) 以下では、ヨーロッパ統合と「人の自由移動」との関係に関して最小限の記述しかできない。詳しくは別稿を準備中である。
- 11) 以下では煩雑さを防ぐために、ヨーロッパ連合 (EU) という名称に統一しておく。
- 12) 以下の条文の部分は、原文通り EC のままにしておく。
- 13) 1988 年移民法の規定で、カラード移民に対して重要だと思われることに、一夫多妻制 (複婚) についての記述がある。既に 1 人、妻か未亡人が英国内に居住しているときには、他の妻または他の未亡人が居住権の行使で英国へ入国することは認められないとされた (Halsbury's Statutes 1994: 203-4)。
- 14) EU がヨーロッパであるという見方は英国独特のものである (一條 1995: 249)。これから EU に加盟しようとしている東ヨーロッパ諸国は省かれているのである。
- 15) ヨーロッパ外という意味では、カラード移民と近い立場である返還間近の香港の市民に関しても法整備がなされた。1990 年英国国籍 (香港) 法 (British Nationality (Hong Kong) Act) で英国市民権取得のために登録が有効である期限を 1997 年 7 月 30 日までと定められる等規定が設けられた (Halsbury's Statutes 1994: 209-14)。また、1993 年難民移民上訴法 (Asylum and Immigration Appeals Act) では、難民申請の手続き、申請中の住居や財政的支援、難民認定を拒否された場合の上訴等について詳細に定められた (Halsbury's Statutes 1994: 215-32)。これらの法制は、市民権の準拠共同社会をヨーロッパに限定する試みと言える。
- 16) 最も新しい法制として、1997 年 1 月 27 日に 1996/1997 年難民・移民法 (1996/1997 Asylum and Immigration Act) が施行された。不法移民を雇った雇用主に対して罰金を科す法律である。詳細は別稿に譲りたい。

参 照 文 献

- Baldwin-Edwards, Martin 1991 *Immigration after 1992, Policy and Politics* 19(3): 199-211.
- Brubaker, William Rogers 1989a Introduction, William Rogers Brubaker (ed.) 1989 *Immigration and the Politics of Citizenship in Europe and North America*, Lanham, Md: University Press of America: 1-27.
- 1989b Membership without Citizenship, William Rogers Brubaker (ed.) 1989 *Immigration and the Politics of Citizenship in Europe and North America*, Lanham, Md: University Press of America: 145-62.
- 1992 *Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Bunyan, Tony 1991 Towards an Authoritarian European State, *Race and Class* 32(3): 19-27.
- Dummett, Ann 1994 The Acquisition of British Citizenship: From Imperial Tradition to National Definitions, Rainer Bauböck (ed.) 1994 *From Aliens to Citizens: Redefining the Status of Immigrants in Europe*, Aldershot: Avebury.
- 江成 幸 1994「市民権とメキシコ系市民—アメリカ合衆国の事例から」『社会学評論』45(1): 61-76.
- Gordon, Paul and Anne Newnham 1985 *Passport to Benefits?: Racism in Social Security*, London: Child Poverty Action Group and The Runnymede Trust.
- Halsbury's Statutes of England and Wales 4ed. Volume 31* 1994 London: Butterworths.
- Hammar, Tomas 1990 *Democracy and the National State*, Aldershot: Gower.

- 林 瑞枝 1995「ヨーロッパ統合のなかで外国人は一国家と EU のはざままで」
西川長夫・宮島喬編著 1995『ヨーロッパ統合と文化・民族問題—ポスト国民国家時代の可能性を問う』人文書院：70-105.
- 一條都子 1995「イギリスの解体?—マルチ・ナショナル国家イギリスと EU」西川長夫・宮島喬編著 1995『ヨーロッパ統合と文化・民族問題—ポスト国民国家時代の可能性を問う』人文書院：234-51.
- 稲上 毅 1992「域内市場統合と社会政策—ヨーロッパの『社会的空間』のゆくえ」『季刊社会保障研究』28(2)：114-25.
- 伊藤るり 1989「〈新しい市民権〉と市民社会の変容—移民の政治参加とフランス国家」宮島喬・梶田孝道編 1989『統合と分化のなかのヨーロッパ』有信堂.
- 伊藤周平 1996『福祉国家と市民権—法社会学的アプローチ』法政大学出版局.
- 梶田孝道 1993『統合と分裂のヨーロッパ—EC・国家・民族』岩波書店.
- 嶋 武彦 1992『ヨーロッパ統合』日本放送出版協会.
- 近藤 敦 1996『「外国人」の参政権—デニズンシップの比較研究』明石書店.
- Layton-Henry, Zig 1985 Great Britain, Tomas Hammar (ed.) 1985 *European Immigration Policy*, Cambridge University Press:89-126.
- 1990 The Challenge of Political Rights, Zig Layton-Henry (ed.)
1990 *The Political Rights of Migrant Workers in Western Europe*, London:Sage Publications: 1-26.
- 1992 *The Politics of Immigration: Immigration, Race' and Race' Relations in Post-war Britain*, Oxford: Blackwell.
- Macdonald, Ian 1983 → 1987 *Immigration Law and Practice in the United Kingdom*, London: Butterworths.
- 町村敬志 1996「グローバル化の都市的帰結—移動者視点から見た都市」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編『岩波講座現代社会学第18巻 都市と都市化の社会学』岩波書店：189-211.
- Marshall, T.H. 1950 → 1992 *Citizenship and Social Class*, T.H. Marshall

- and Tom Bottomore, *Citizenship and Social Class*, Pluto Press.=1994
岩崎信彦・中村健吾訳「シティズンシップと社会的階級」『シティズンシップと社会的階級—近現代を総括するマニフェスト』法律文化社。
- 宮島 喬 1991「『国境なきヨーロッパ』と移民労働者—EC 統合下の問題のゆくえ」宮島喬・梶田孝道編 1991『統合と分化のなかのヨーロッパ』有信堂高文社。
- Murphy, Raymond 1988 *Social Closure: The Theory of Monopolization and Exclusion*, Oxford: Clarendon Press.=1994 辰巳伸知訳『社会的閉鎖の理論—独占と排除の動態的構造』新曜社。
- Parkin, Frank 1974 Strategies of Social Closure in Class Formation, in Frank Parkin (ed.) *The Social Analysis of Class Structure*, London: Tavistock.
- 1979 *Marxism and Class Theory: A Bourgeois Critique*, London: Tavistock.
- 李 光一 1995「デニズンと国民国家—西欧諸国における定住外国人のシティズンシップ」『思想』854: 47-62.
- Scarman, Lord 1981 *The Brixton Disorders, 10-12 April 1981, Report of an Inquiry by the Rt. Honourable the Lord Scarman, OBE, Cmnd 8247*, London: HMSO.
- Solomos, John 1993 *Race and Racism in Britain*, London: Macmillan.
- Soysal, Yasemin Nuhoğlu 1994 *Limits of Citizenship: Migrants and Postnational Membership in Europe*, Chicago: the University of Chicago Press.
- 竹中康之 1992「ヨーロッパ統合と社会保障—『社会保障の連携化』に焦点をあてて」『季刊社会保障研究』28(2): 143-52.
- 竹中康之 1995「人の自由移動—出入国, 居住の権利を中心にして」金丸輝男編『EC から EU へ—欧州統合の現在』創元社: 206-11.
- Tannahill, J.A. 1958 *European Volunteer Workers in Britain*, Manchester: Manchester University Press.

樽本英樹 1995「デュアリズムからの脱却の可能性—エスニック階層論の展開」『ソシオロギス』19: 51-63.

——— 1996「エスニック・デュアリズムの存続と変容—1970年代英国におけるエスニック階層変動」『社会学評論』47(2): 30-43.

——— 1997「英国都市部における移民の住宅階層」『都市問題』1997年1月号: 79-88.

Wallace, William 1990 *The Transformation of Western Europe*, London: the Royal Institute of International Affairs.=1993 鴨武彦・中村英俊訳『西ヨーロッパの変容』岩波書店.